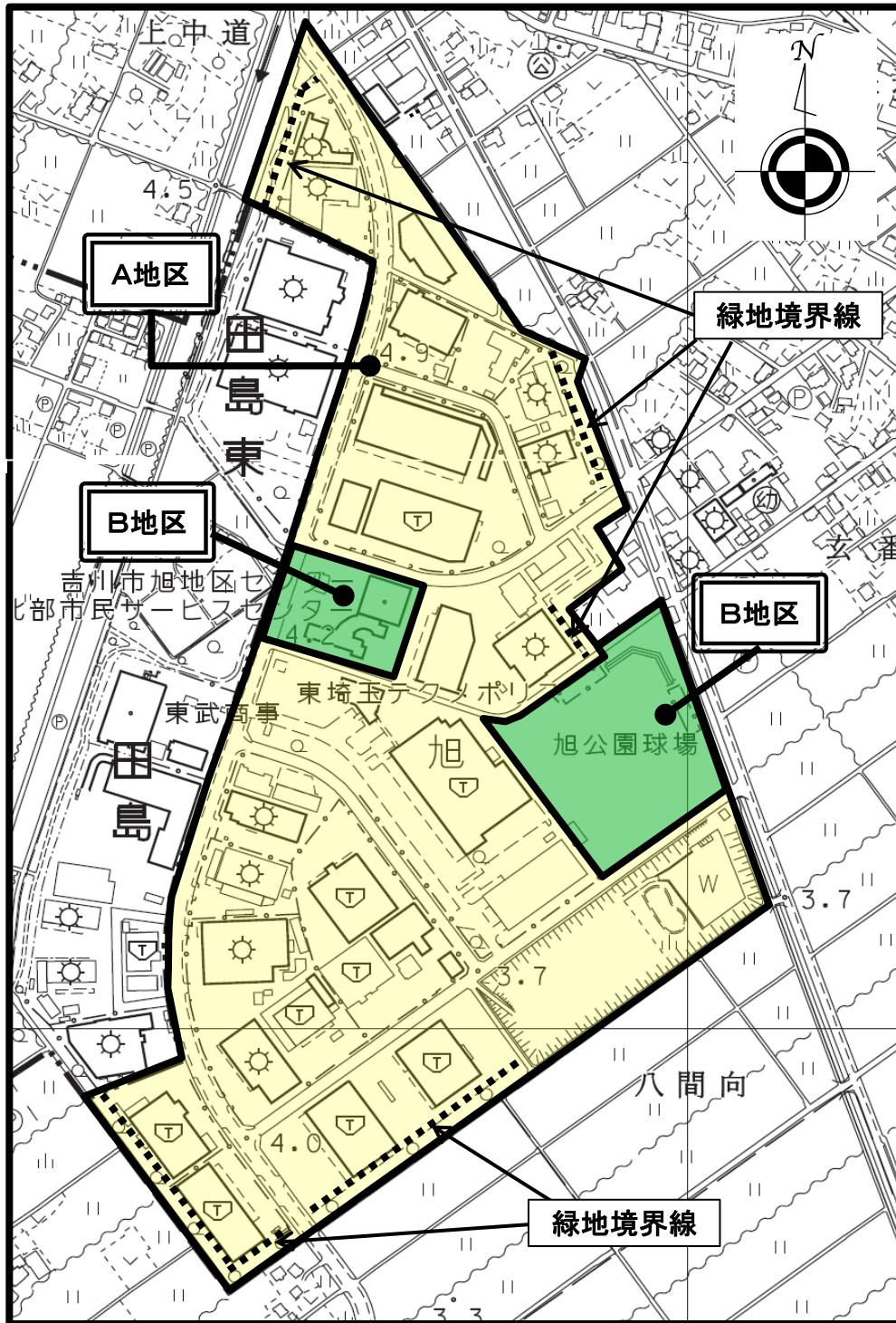


吉川・松伏工業団地地区地区計画 地区区分図



凡例	
.....	緑地境界線

地区名	用途地域	防火・準防火地域
	建ぺい率／容積率	
A地区	工業専用地域	指定なし
	50%／200%	
B地区	準工業地域	
	60%／200%	

吉川・松伏工業団地地区地区計画

当初決定：平成10年12月25日都市計画決定 最終変更：平成31年1月28日

名称		吉川・松伏工業団地地区地区計画			
位置		吉川市旭の全部			
面積		約28.0ha			
地区施設の配置及び規模	公園及び緑地	緑地	6ヶ所	面積	約17,794㎡
		緑道	1ヶ所	面積	約3,620㎡
	その他の公共空地	公共空地	1ヶ所	面積	約24,500㎡
地区の区分	区分の名称	A地区（工業専用地域）			B地区（準工業地域）
	区分の面積	約24.7ha			約3.3ha
建築物等の制限	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. カラオケボックスその他これに類するもの。			次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. カラオケボックスその他これに類するもの。 2. 倉庫業を営む倉庫。 3. 工場 4. 建築基準法別表第二（を）項第二号、三号、五号、六号に掲げるもの。 5. 建築基準法別表第二（わ）項第二号、三号、八号に掲げるもの。
	建築物の建蔽率の最高限度	建築基準法第53条第3項第2号に定める、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地に建築する建築物についても同様とする。			$\frac{5}{10}$
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	ただし、当地区計画が決定される以前から当該規定に適合しないもの、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用する場合はこの限りでない。			3,000㎡
	壁面の位置の制限	1. 道路境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、4m以上でなければならない。 ただし、延べ面積が30㎡以内の物置その他の附属建築物については、この限りでない。 2. 隣地境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、2m以上でなければならない。 ただし、延べ面積が30㎡以内の物置その他の附属建築物については、この限りでない。 3. 緑地境界線との距離 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から緑地境界線までの距離は、図に示す地域について5m以上でなければならない。			—
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物は埼玉県屋外広告物条例第7条第2項に該当するものに限る。また、広告物は自己の敷地内とし、1事業所につき2基以内とし、色彩は周囲の環境を考慮したものとする。			
	垣又は柵の構造の制限	道路境界及び隣地境界側の垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。 1. 生垣、透視可能なフェンスその他これに類するもの。 2. フェンスの高さは、2.0m以下とし、基礎を構築する場合は、基礎の高さを0.6m以下とする。 ただし、2m以下の門柱についてはこの限りではない。			

理由 事業による基盤整備の効果や良好な工業地環境の維持・保全を図り、付加価値の高い都市型工業団地を形成するため。